

大田市への転入手続き



大田市へ転入される方は、転入の届出が必要です。手続きは、大田市役所環境生活部市民課、または、各支所市民生活課で行えます。



転入の窓口

- ◆ 大田市役所環境生活部市民課
〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL: 0854-83-8067
- ◆ 大田市役所温泉津支所市民生活課
〒699-2598 島根県大田市温泉津町小浜イ486番地 TEL: 0855-65-3112
- ◆ 大田市役所仁摩支所市民生活課
〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3 TEL: 0854-88-2113



転入届(手続き)

転入届は、大田市に転入した日から14日以内に行ってください。
届出に必要なものは、次のとおりです。

- ① 転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの)
- ② 届出人の印鑑
- ③ 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・保険証・住民基本台帳カード・マイナンバーカードなど)
- ④ 転入される本人以外の方が来庁される場合は本人からの委任状



その他(市役所で行う手続き)

手続内容	担当窓口	転入の際に必要なもの、手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課	カードの継続利用と券面記載事項変更の手続きが必要です。
印鑑登録	市民課	必要な方は、登録してください。 (登録をする印鑑、写真つき官公署発行の身分証明書が必要)
国民健康保険	市民課	社会保険等他の保険に加入していない人は、加入手続きが必要です。
乳幼児医療 子ども医療 後期高齢者医療 福祉医療	市民課	健康保険証をお持ちのうえ、交付手続きをしてください。 後期高齢者医療は「負担区分証明書」、福祉医療は「課税証明書」が必要です。
公的年金	市民課	受給者は、住所変更届が必要な場合があります。
介護保険	介護保険課	新たに加入手続きをしてください。(要介護、要支援認定者は、認定の申請が必要)
児童手当 児童扶養手当	子ども家庭相談室	必要な方は、担当課にお尋ねのうえ、手続きをしてください。
特別児童扶養手当 障がい児福祉手当 特別障がい者手当	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証 (精神通院医療、更生医療、育成医療)	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
障がい福祉サービス受給者証 障がい児通所受給者証	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
犬の登録	環境政策課	変更申請をしてください。(旧市町村の鑑札が必要)
小・中学校に在学している児童・生徒	教育委員会 総務課	転校手続きをしてください。